

## 令和7年度地域間幹線系統確保維持計画（原案）

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	ジェイアールバス関東株式会社	多古本線	八日市場・成田 (多古本町・三里塚・芝山千代田)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 匝瑳高校、多古高校への通学</li> <li>・ 三里塚地域の旅客の通勤、通学、買い物</li> <li>・ 成田市、匝瑳市方面への通勤、通学、買い物</li> </ul>	令和6年度と比較して収支率1%以上改善	多古町内で実施した乗車特典のキャンペーンを頻繁に出来るよう自治体と地域店舗と協力し計画する。	令和7年4月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
						公共交通を維持していくため、各自治体広報誌にバスの利用促進記事を掲載してもらえよう働きかける。	令和7年4月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
						公共交通マップを作成し、市ホームページ等で周知することで、バス利用の促進を図る。	令和6年10月以降実施	成田市
						高校進学等を控えた市内の中学3年生に対し、バスの時刻表等の情報を掲載したリーフレットを配布し、バス利用の促進を図る。	令和6年10月以降実施	成田市
						高校生に対しバスの時刻表や定期券等の情報を記載したチラシを配布する	令和7年3月実施	匝瑳市
						市ホームページでのバス利用の情報提供の掲載や匝瑳市総合公共交通マップを公共施設や駅などで配布し、周知及びバスの利用促進を行う。	令和6年10月以降実施	匝瑳市
						ホームページで、路線図・時刻表など路線バスに関する情報提供を実施する。	令和6年10月以降実施	多古町
						町内イベント等において路線バスの乗り方教室を開催する。	令和6年10月以降実施	多古町
						中学・高校生等に対し、バス路線の情報を掲載したリーフレットを配布する。	令和7年2月以降実施	多古町
						イベント等に絡めて観光利用のモデルコースを設定・広報し、需要を喚起する。	令和7年4月以降実施	多古町
芝山町地域公共交通計画に基づく路線の維持として、町ホームページ等の情報発信により利用促進を図っていく。	令和6年10月以降実施	芝山町						

2	ジェイアールバス関東株式会社	多古本線	多古台バスターミナル・成田(三里塚)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多古高校への通学</li> <li>・三里塚地域の旅客の通勤、通学、買い物</li> <li>・成田市方面への通勤、通学、買い物</li> </ul>	令和6年度と比較して収支率1%以上改善	多古町内で実施した乗車特典のキャンペーンを頻繁に出来るよう自治体と地域店舗と協力し計画する。	令和7年4月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
						公共交通を維持していくため、各自治体広報誌にバスの利用促進記事を掲載してもらえるよう働きかける。	令和7年4月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
						公共交通マップを作成し、市ホームページ等で周知することで、バス利用の促進を図る。	令和6年10月以降実施	成田市
						高校進学等を控えた市内の中学3年生に対し、バスの時刻表等の情報を掲載したリーフレットを配布し、バス利用の促進を図る。	令和6年10月以降実施	成田市
						ホームページで、路線図・時刻表など路線バスに関する情報提供を実施する。	令和6年10月以降実施	多古町
						町内イベント等において路線バスの乗り方教室を開催する。	令和6年10月以降実施	多古町
						中学・高校生等に対し、バス路線の情報を掲載したリーフレットを配布する。	令和7年2月以降実施	多古町
						イベント等に絡めて観光利用のモデルコースを設定・広報し、需要を喚起する。	令和7年4月以降実施	多古町
						芝山町地域公共交通計画に基づく路線の維持として、町ホームページ等の情報発信により利用促進を図っていく。	令和6年10月以降実施	芝山町

#### 記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。(例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である)
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。